

拓東地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

磐田市長

届出者 住所  
氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、  
土地の区画形質の変更  
建築物の建築又は工作物の建設  
建築物の用途の変更  
建築物等の形態又は意匠の変更

について下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 磐田市
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

|                    |   |                               |                |         |                |  |
|--------------------|---|-------------------------------|----------------|---------|----------------|--|
| (1) 土地の区画形質の変更     |   | 区域の面積                         |                |         | m <sup>2</sup> |  |
| (2) 建築物の建築又は工作物の建設 | (イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転) |                               |                |         |                |  |
|                    | (ロ) 設計の概要                               |                               | 届出部分           | 届出以外の部分 | 合計             |  |
|                    |   | (i) 敷地面積                      |                |         | m <sup>2</sup> |  |
|                    |   | (ii) 建築又は建設面積                 |                |         | m <sup>2</sup> |  |
|                    |   | (iii) 延べ面積                    |                |         | m <sup>2</sup> |  |
|                    |   | (iv) 高さ<br>地盤面から m            | (v) 用途         |         |                |  |
|                    |   |                               | (vi) かき又はさくの構造 |         |                |  |
|                    |   |                               | (vii) 外壁及び屋根の色 |         |                |  |
| (viii) 看板、広告物の有無   | 有・                                      | { 壁面後退部分に設置 高さ m、<br>突出距離 m } |                | ・無      |                |  |
| (3) 建築物等の用途の変更     | (イ) 変更部分の延べ面積                           |                               | m <sup>2</sup> |         |                |  |
|                    | (ロ) 変更前の用途                              |                               | (ハ) 変更後の用途     |         |                |  |
| (4) 建築物等の形態又は意匠の変更 |   | 変更の内容                         |                |         |                |  |

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
  - 3 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一つの届出書によることができる。

●案内図・配置図・求積図・平面図・立面図を各1部添付すること。  
(連絡先)